

# サプライヤー 行動規範



# 目次

序文とKOKI Group行動指針	3
<b>I. 人権と公正な労働条件</b>	
1. 児童労働の禁止	4
2. 強制労働・あらゆる形態の奴隷制の排除	4
3. 差別の禁止	4
4. 団結の自由	4
5. 安全衛生	5
6. 公正な賃金と労働時間	5
<b>II. 環境保護</b>	
1. 資材管理と持続可能性	6
2. 紛争鉱物、REACH/RoHS、TSCA	6
3. 水俣条約、ストックホルム条約、バーゼル条約	7
<b>III. 倫理的事業活動</b>	
1. 法令遵守	8
2. 公正な競争と腐敗対策	8
3. 守秘義務、データ保護、知的財産	8
<b>IV. レビューとその結果</b>	
1. 実施要綱	9
2. 内部摘発の仕組み	9
3. 管理体制	9
4. 問題がある場合の対応	10
<b>V. 本書の拘束力と署名</b>	11



KOKI Group は、優れた技術・製品・サービスを通じて社会に貢献する電動工具を開発・生産しています。KOKI Group は、すべての活動において社会的責任を自覚し、一般的に公正妥当な倫理的価値観と原則に基づいて行動します。持続可能な経営は、弊社の企業文化にも欠かせないものです。

KOKI Group は、この原則を実践し、己に課した規制が法的な義務を上回る場合も、その遵守を実践していきます。我々は従業員だけでなく、サプライヤーの皆様にもこれらの原則を遵守していただくことを期待しています。

サプライヤーの皆様には、それぞれの地域で製品に適用されるすべての法律および規制、および本行動規範に含まれる規制および要件を遵守していただく必要があります。また、サプライチェーン全体を通じて、本行動規範に定められた原則と要件を確実に遵守するための適切な措置を講じていただく必要があります。

本行動規範の遵守は、サプライヤーの皆様との将来のビジネス関係を築くために不可欠な要素です。これに対する違反は、最終的な結果として、取引関係の終了につながる恐れもあります。



KOKI Group<sup>1</sup>

東京

Handwritten signature of Hiroshi Teraguchi in blue ink.

**Hiroshi Teraguchi**  
Group CFO

東京

Handwritten signature of Prathab Deivanayagam in blue ink.

**Prathab Deivanayagam**  
Group CEO

ニュルティンゲン

Handwritten signature of Daniel Letzgus in blue ink.

**Daniel Letzgus**  
Group CPO

<sup>1</sup>KOKI Group は工機ホールディングス株式会社、Metabo GmbHおよびその関連会社で構成されています。



# I. 人権と公正な労働条件

## 1. 児童労働の禁止

KOKI Groupは、いかなる形態の児童労働も排除し、サプライヤーの皆様に対しても児童労働の禁止事項の遵守を求めます。

特に、国の法令に従って義務教育が終了する年齢に達していない労働者を雇用してはならないこと、又、いかなる場合も15歳未満を雇用しないこと。特に、18歳未満の労働者は、子どもの健康、安全、道徳に害を及ぼす仕事に就いてはならないという、特別な保護規則を遵守する必要があります。

## 2. 強制労働・あらゆる形態の奴隷制の排除

KOKI Groupは、あらゆる形態の強制労働、奴隷労働、非自発的労働、人身売買、現代の奴隷制、搾取労働を禁止します。労働は常に自発的に行うものです。KOKI Groupは、サプライヤーの皆様に対して、強制労働の禁止事項を順守することを期待しています。

従業員の個人情報書類の流出は許されません。

セクハラ、性的虐待、処罰、いじめ、公衆の面前での侮辱・晒し、言葉による虐待、心理的・身体的威圧などの非人道的な行動を禁止します。罰則規定を明確に定義し、従業員に周知する必要があります。

## 3. 差別の禁止

人権の尊厳は不可侵です。

KOKI Groupは、サプライヤーの皆様基本的権利や国際人権憲章の遵守を期待しています。国籍や民族、社会的出身、健康状態、障害、性的指向などに基づく差別や不平等な扱いを容認しません。

## 4. 団結の自由

国の法規に従い、従業員には結社と集会の自由、特に労働組合への加入とストライキの権利が与えられます。労働組合の結成、参加、加入に対し、差別や報復することは禁じられています。

## 5. 安全衛生

KOKI Groupとして、サプライヤーの皆様には、事業に適した安全衛生管理を実施することにより、高水準の労働安全衛生の維持に努めることを期待しています。

サプライヤーの皆様には、従業員の安全と健康を維持し、第三者を保護し、事故、怪我、病気等の労働災害を防ぐために、自国で適用される労働安全衛生規制を遵守し、身体的に厳しい仕事や妊婦を考慮した安全衛生と健康を促進する職場環境を確保する必要があります。これには、生産設備を含む職場の定期的なリスク評価、及び適切な個人用保護具(PPE)の提供を含む十分な予防措置と危険防止対策の実施が含まれます。また、労働災害を分析し、労働災害を長期的に防止するための対策を講じることも含まれます。

従業員は、労働安全衛生に関する事項について理解できる言語にて適切な訓練・指示を受けるものとします。

## 6. 公正な賃金と労働時間

すべての従業員には、母国語または理解可能な言語で、適用される雇用条件を含む雇用契約書が提供されなければなりません。

KOKI Groupは、サプライヤーの皆様に対し、最低賃金に関する法律の規定、団体交渉協約に従って、又、業界基準もしくは雇用場所の法律に従って、従業員に給与を支払い、法的に義務付けられている社会的福利厚生を提供することを期待しています。サプライヤーの皆様におかれましては、従業員に適時に給与を支払うものとし、支払いの根拠をわかりやすく明確な方法で通知するものとします。懲戒処分としての賃金・給与の減額は、法的に認められる場合を除き、容認されません。

労働時間に関しては、国内で適用されるすべての法律と拘束力のある業界基準を遵守する必要があります。

## II. 環境保護

### 1. 資源管理と持続可能性

環境保護、資源保全、責任ある持続可能なサプライチェーン、これらについてKOKI Groupは重要視しております。従って、これらについて責任を持っており、サプライヤーの皆様にも同じことを期待しています。

これには、資源の効率的な使用、エネルギー効率がよく環境に優しい技術の使用、現地で義務付けられている環境許可/ライセンスの取得と維持、有害物質の管理と再利用、汚染物質の排出と発生する廃棄物の最小化または排除、および天然資源の使用の削減が含まれます。大気、水、土壌への排出を最小限にとどめ、現地の規制に基づいて監視・管理し、過剰な水の消費を控え、文書化することを含めて適切に管理します。

KOKI Groupは、着実かつ持続可能な削減を目的として、エネルギー消費量と温室効果ガス排出量を測定、追跡、文書化します。また、サプライヤーの皆様に対しても、エネルギー効率を向上させるための対策を講じることを期待しています。

サプライヤーの皆様には、条理にかなう環境/持続可能性管理システムを設定または遵守することを推奨します。

### 2. 紛争鉱物、REACH/RoHS、TSCA

紛争鉱物の使用は可能な限り避けるべきです。

紛争鉱物を使用するサプライヤーの皆様におかれましては、EU紛争鉱物規則EU 2017/821、ドッド・フランク法第1502条など、適用されるすべての規制および基準を考慮して、デューデリジェンスおよび検証システムに関する法的要件を遵守する必要があります。

REACH/RoHSやTSCA(有害物質規制法)などの規制・禁止物質の使用規制への対応が必要です。

### 3. 水俣条約、ストックホルム条約、バーゼル条約

自然基盤を保護するために、サプライヤーの皆様には、少なくとも以下の条約を遵守します。

- 水俣条約 (水銀の使用)
- スtockホルム条約 (残留性有機汚染物質)
- バーゼル条約 (有害廃棄物の国境を越えた移動とその処分)

## III. 倫理的事業活動

### 1. 法令遵守

KOKI Groupは、適用されるすべての国内および国際法、貿易法および規制を遵守し、これをサプライヤーの皆様にも全面的に期待しています。

### 2. 公正な競争と腐敗対策


公正な競争とフェアトレードの基準を遵守します。競争法および独占禁止法に関する法令を遵守しなければなりません。

KOKI Groupは、汚職、恐喝、贈収賄を一切容認しません。

### 3. 守秘義務、データ保護、知的財産

すべての従業員と取引先のプライバシーと機密情報を尊重し、すべてのデータと知的財産を悪用から保護します。サプライヤーの皆様にごこれを全面的に期待しています。データ保護に関する法律および規制を遵守する必要があります。





## IV. レビューとその結果

### 1. 実施要綱

サプライヤーの皆様におかれましては、サプライチェーンにおけるリスクを定期的に特定し、適切な改善策を講じる必要があります。また、違反や違反の疑い、リスクやその対策措置について、定期的かつタイムリーに記録し、KOKI Groupに通知する必要があります。

本第IV章から第V章までの項目と適切な教育を含み、これらに限定されない、適切なコンプライアンスおよびリスク管理体制を整備することを推奨します。

### 2. 内部摘発の仕組み

従業員には、報復から内部摘発者を確実に保護するため、違反の可能性を報告するための保護された手順へのアクセスを提供します。

KOKI Groupは、違反の可能性に関する情報を提出できる保護された通報窓口を設置しています。これらの通報窓口に関する情報は、KOKI Group各社のWebサイトか、又は個別でサプライヤー様に対し他の報告方法を通知します。

サプライヤーの皆様におかれましては、KOKI Groupの通報窓口の存在を従業員に周知するものとします。

### 3. 管理体制

KOKI Groupは、本行動規範に定める基準や規則の遵守状況を、サプライヤーの皆様の定期的な自己評価や、KOKI Group或いは弊社代理の第三者が実施する定期的又は不定期の実地監査により、検証します。サプライヤーの皆様は、KOKI Groupが年度ごと、又は事前通知による妥当な期間を置いた後、通常の営業時間内で不定期に、監査を実施することに同意することとします。

このような監査においては、独占禁止法、データ保護法、守秘義務等、関連する法令を遵守する必要があります。

また、各サプライヤーの皆様は、仕入先が本行動規範の原則に対する違反の疑いがあり、それを裏付ける兆候がある場合や情報を得た場合には、KOKI Groupが、当該仕入先を監査する権利を得られるよう務めるものとします。

#### 4. 問題がある場合の対応

本行動規範の基準および原則に違反している場合、サプライヤーの皆様はできるだけ早く違反項目の改善をする必要があります。早期改善不可能な場合、弊社と取引関係を継続するために、直ちに解決策を見つけるよう協働するものとします。ついては、重要な情報は、適用される法律および規制に従って、開示されます。

但し、KOKI Groupは、適切な措置を講じると同時に、必要に応じて契約を解除する権利を保有しています。取引関係の終了が必要となるのは、特に、違反行為が極めて深刻であると判断された場合や講じた対策が問題解決に至らない場合等になります。

更に契約上の義務およびその他の契約解除の権利は、本行動規範の影響を受けません。



## V. 本書の拘束力と署名

本書に署名することにより、サプライヤーの皆様には責任を持って行動し、本行動規範に定められたKOKI Groupの原則と要求を遵守し、実施することを約束していただきます。

さらに、従業員および取引先に本書の要項を伝え、サプライチェーン全体を通じて本行動規範に定められた原則と要件を確実に遵守するための適切な措置を講じることとします。

日 付: 年 月 日

住 所:

会 社 名:

役 職 名・氏 名:

印

工機ホールディングス(株)

〒108-6018

東京都港区港南二丁目15番1号(品川インターシティA棟 18階)

[www.koki-holdings.com](http://www.koki-holdings.com)

**Metabowerke GmbH**

Metabo-Allee 1

D-72622 Nürtingen

Germany

[www.metabo.com/de/de](http://www.metabo.com/de/de)

**Carat International B.V.**

Nikkelstraat 18

4823 AB Breda

The Netherlands

[www.carat-tools.nl/en/home](http://www.carat-tools.nl/en/home)

三京ダイヤモンド工業(株)

〒243-0432

神奈川県海老名市中央2丁目9番50号 海老名プライムタワー10階

[www.sankyo-diamond.co.jp/en/](http://www.sankyo-diamond.co.jp/en/)